

入札公告（説明書）

令和2年3月27日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 鈴木 啓之

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|-------------|--|
| 1-1. | 調達機関番号 | 417 |
| 1-2. | 所在地番号 | 15 |
| 1-3. | 品目分類番号 | 41 |
| 1-4. | 契約件名（工事名） | 新潟支社管内 ローカル伝送設備更新工事 |
| 1-5. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 新潟支社長 鈴木 啓之 |
| 1-6. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1
(電話) 025-241-5116
(Mail) tyotatsu_niigata@e-nexco.co.jp |
| 1-7. | 競争契約の方法 | 一般競争入札 |
| 1-8. | 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-9. | 入札の方法 | 電子入札又は郵送入札 |
| 1-10. | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（技術提案評価型 提案Ⅰ型） |
| 1-11. | 入札前価格交渉の有無 | 有 |
| 1-12. | 工事費内訳書の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-13. | 入札保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[15]を参照のこと |
| 1-14. | 契約保証（履行ボンド） | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-15. | 契約書の作成 | 必要（電子契約による）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 1-16. | 契約図書 | |

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- | | |
|----------------|---|
| ①入札公告（説明書） | 本書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| ②標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【施設工事契約書】を使用すること |
| ③入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【電子入札又は郵送入札用】を使用すること |
| ④共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること |
| ⑤特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| ⑥その他契約（発注用）図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |

- ⑦金抜設計書 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
- ⑧競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式1のとおり
- ⑨入札書 電子入札システムの様式又は上記③に示す入札者に対する指示書【郵送入札】様式1のとおり
- ⑩工事費内訳書 上記⑦に示す金抜設計書により作成すること
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-6. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- 契約図書の交付期間：令和2年3月27日（金）～令和2年4月10日（金）

第2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所
- 関越自動車道
- 自) 群馬県利根郡みなかみ町（水上 IC）
- 至) 新潟県長岡市上除町（長岡 IC）
- 北陸自動車道
- 自) 富山県下新川郡朝日町月山（朝日 IC 含まず）
- 至) 新潟県新潟市西区立仏（新潟西第二 IC）
- 日本海東北自動車道
- 自) 新潟県新潟市江南区亀田早通（新潟亀田 IC）
- 至) 新潟県胎内市弥彦岡（中条 IC）
- 磐越自動車道
- 自) 新潟県東蒲原郡阿賀町津川（津川 IC）
- 至) 新潟県新潟市江南区久蔵興野（新潟中央 IC）
- 上信越自動車道
- 自) 新潟県妙高市関川（妙高高原 IC）
- 至) 新潟県上越市向橋（上越高田 IC）
- (2) 工事内容 本工事は、ローカル伝送設備の更新を行うものであり、機器製作・据付・試験調整等の工事を行うものである。
- (3) 工事概算数量
- ローカル伝送設備更新（IP変換装置） 63 箇所
- 直流電源装置更新 35 箇所
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 1800 日間

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. (1) ①に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

- (2) 開札時において、工事種別「交通情報設備工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が、1,100 点以上の者であること（上記再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が、1,100 点以上であること。）。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 16 年度以降に元請としての完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事 道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設に設置された、画像信号、音声信号及びデータを光通信線路を介して送受信する伝送装置について、下記の①から③に示す全てを実施した工事

- ①機器の自社または委託製作
- ②機器の設置
- ③試験調整

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した工事であつて、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成 16 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した工事において、伝送設備に係る納入実績を有すること。又は競争参加希望者が本工事において設置する伝送設備の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。
- (7) 機器の故障、システムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。
- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - 2) 当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・本工事に係る設計業務等の受注者

・平成31年度 保全点検業務等（新潟支社管内伝送設備更新設計）

受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の受注者

・平成31年度 保全点検業務等（施設施工管理業務）

受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iii) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

- 民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 J V の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。
なお、技術資料に記載した内容を証明する書類については、申請書提出時に添付する必要はない。

申請書（様式）			記載事項
競争参加資格確認申請書（様式 1－1）			必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9]〔3〕①を参照のこと
技術資料の提出について（様式 1－2）			必要事項を記載のうえ記名すること。
技術資料 （様式 2）	求める 企業に 実績等	企業の同種工事の施工実績	上記 3-1. (5) に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
		製造予定業者の主要設置予定機器の納入実績及び保守技術支援体制	上記 3-1. (6) に示す「同種機器」を満たす納入実績について記載すること 上記 3-1. (7) に示す「保守技術支援体制」について記載すること

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。
- ① 提出期間 入札公告の翌日から令和 2 年 4 月 10 日（金）16 時まで
 - ② 提出場所 上記 1-6. 契約担当部署
 - ③ 提出方法 電子入札システム、郵送（提出期間内に必着のこと）
なお、郵送の場合は書留郵便または信書便によるものとする。
※ 申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、書留郵便若しくは信書便により提出とし、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
※ 電子入札システムより書類を提出する場合は、確認申請書等への押印は不要とする。ただし、書留郵便若しくは信書便により提出する場合は、押印をしなければならない。
 - ④ 申請書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」
- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和2年4月24日（金）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（技術提案評価型 提案Ⅰ型）とは、上記3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格があると認められた入札者から当社が示す設計図書に基づく標準案に対する技術提案書の提出を求め、その提案内容に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記6-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は30点とする。

評価項目					配点
技術提案	評価項目①	性能・機能等	性能・機能	設計図書に基づいて製作された伝送設備について、維持管理性向上に関する技術提案（機器等の保守性の向上・部品交換における簡便性・機器の操作性など）	20点
	評価項目②	社会要請	環境の維持	設計図書に基づいて製作された直流電源装置について、環境の維持に資する技術提案（省スペース化、長寿命化、発熱の低減など）	10点
技術評価点（満点）					30点

4-3. 技術提案書の作成

入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術提案書作成説明書」に従うこと。

確認書（様式）	作成にかかる留意事項
（様式-提案1） 技術提案書の提出について	◇必要事項を記載のうえ記名すること
（様式-提案2） 技術提案書（1／5）	◇必要事項を記載のうえ記名すること
（様式-提案3-1、3-2、4-1、4-2） 技術提案書（2／5） 技術提案書（3／5） 技術提案書（4／5） 技術提案書（5／5）	◇評価項目①②ごとに2つまでの技術提案を記載すること ◇技術提案毎にA4サイズ1枚（片面）を限度として提案を行うこと （例：評価項目①に対し2つの技術提案、評価項目②に対し2つの技術提案を行う場合の技術提案書の最大枚数は「A4サイズ2枚（表裏）」。） ◇技術提案の内容を補足する図面等がある場合は、技術提案ごとにA4又はA3サイズ1枚（片面）に限り添付することができる。 したがって、評価項目ごとでは、A4又はA3サイズ1枚（表裏）。 ◇複数の施工技術を用いた提案の取扱い

	複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。ただし、1つの技術提案の効果が複数の施工技術を組み合わせなければ発揮できないなど一体不可分な形態であって、かつ、一般的にも同様の組み合わせで施工されているものと認められた場合は、1つの施工技術を用いているものとして扱う。 ◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない（提案としては評価する）。
--	--

4-4. 技術提案書の提出

入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならない。

- ① 提出期限 令和2年6月16日（火）16時まで
 - ② 提出場所 上記1-6. 契約担当部署
 - ③ 提出方法 郵送（書留郵便若しくは信書便）（提出期限までに必着のこと）
- 提出部数は正1部・副3部とする。

4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

- (1) 技術提案が有るとして技術提案書の提出を行ったすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
 - (2) ヒアリングの実施日時は、令和2年6月22日（月）から令和2年7月3日（金）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書（様式1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
 - (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は、次に示すとおり改善技術提案書を提出するものとする。
- ① 提出期限 令和2年7月14日（火）16時まで
 - ② 提出場所 上記4-4. 技術提案書の提出のとおり
 - ③ 提出方法 上記4-4. 技術提案書の提出のとおり

4-6. 技術提案書の採否の確認等

- (1) 契約責任者は、入札者からの技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
- ※確認結果通知予定日 令和2年8月7日（金）
- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。
- なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。
- (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を下表に示す基準に基づき評価する。
- なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準
------	------

技術提案	評価項目① ／ 評価項目②	性能・機能等 ／ 社会要請	性能・機能 ／ 環境の維持	評価は、技術提案ごとに各評価者が下表の評価基準に基づき評価（採否及び評価点の付与）を行い、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術評価項目の評定点とする。（小数第 4 位以下切捨て）					
				評価	評価基準	評価項目①		評価項目②	
						技術提案		技術提案	
						(1)	(2)	(1)	(2)
				優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である。	10.000点	10.000点	5.000点	5.000点
				良上	優と良の中間の提案である。	7.500点	7.500点	3.750点	3.750点
				良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である。	5.000点	5.000点	2.500点	2.500点
良下	良と可の中間の提案である。	2.500点	2.500点	1.250点	1.250点				
可 評価なし	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である。	0点	0点	0点	0点				
提案なし 不採用	・技術提案書に技術提案を「無し」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案に	0点	0点	0点	0点				

				よる施工の意思を「有り」としている。				
				欠格 ・技術提案書を未提出又は白紙提出 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を「無し」としている、又は施工意志が「有り」と判断できない。	—	—	—	—
				◇留意事項 ① 求める評価項目に対する技術提案の全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する若しくは本工事で採用できない場合、当該技術提案を不採用とする。 ② 求める評価項目に対する技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思の有無に従い対処するものとする。 ③ 技術提案の一部を不採用とした場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価点を付与する。 ④ 不採用とした以外の全ての技術提案は履行義務を負うものとする。 ⑤ 評価項目①及び②の技術提案は 2 提案を上限として、記載された技術提案が 2 提案に満たない場合には、1 提案を対象に評価を行うものとし、欠格とはしない。なお、評価項目①は 1 提案につき満点を 10 点とし、評価項目②は 1 提案につき満点を 5 点として評価する。 ⑥ 1 つの評価項目に対し上限 2 提案を超える技術提案が記載されている場合、記載順に上限数の技術提案で評価を行い、上限を超える技術提案は加點評価の対象としない。ただし、上限を超えて記載された技術提案についても採否の判定を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。なお、1 つの評価項目において加點評価対象とした技術提案の一方又は全てを不採用とした場合でも、加點評価対象以外に記載された技術提案は、加點評価対象として採用はしない。 ⑦ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。 ⑧ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。 ⑨ 1 つの技術提案が、1 つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。ただし、それぞれの施工技術が一体不可分であり、一連で機能・性能を発揮するものは、1 つの施工技術とみなし評価対象とする。 【複数と認められ加點評価の対象としない提案例】 提案内容：○○に関する提案 施工方法等：●●を行う ▼▼を行う ■■を行う 異なる着目点、施工段階及び対象に対する複数の施工技術を用いる提案や個別の施工技術を複数組み合わせることにより、より効果を高める提案。 ⑩ 過度なコスト負担を要する提案は、評価項目に対するより優れた提案であっても、他の過度なコスト負担を要しない提案より優れた評価とはしない。ただし、提案としては評価する。				

				本件工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。 評価項目① ・部材の材質を変更する提案
--	--	--	--	--

第5 入札前価格交渉方式

5-1. 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項

- (1) 本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。
- (2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち見積書の総額が安価な3者（入札者が3者以下の場合は全ての入札者を、3者を超えて選抜した場合は選抜した入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適性な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。
 なお、見積書の総額が同価である者がいた場合は、3者を超えて選抜交渉対象者を選抜する場合がある。
- (3) 入札者は、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。
 - ①見積書の提出期限 入札公告の翌日から令和2年6月16（火）16時まで
 - ②見積書の提出場所 上記1-6. 契約担当部署
 - ③見積書の提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限までに必着のこと）
 - ④提出書類
 - i) 見積書データ（様式-見積1、2及び添付資料）を出力した書面
 - ii) 見積書データ【Microsoft Excel（様式-見積2）】を保存したCD-R
 - ⑤選抜交渉対象者にかかる通知
 選抜交渉対象者の該当・非該当は、見積書を提出した全ての入札者に書面で通知する。選抜交渉対象者だけでなく、選抜交渉対象者に選抜されなかった入札者も、入札書の提出等以後の入札手続きに参加できる点に留意すること。
- (4) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後令和2年6月22日（月）から令和2年7月3日（金）までの間を予定しており、詳細な日時等については、別途連絡を行う。
- (5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書（様式-見積2）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。
 ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本件工事の競争参加資格の取消を行う場合がある。
- (6) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての選抜交渉対象者と各々1回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて2回程度とする。なお、2回目以降を行う場合は対面もしくは電子メール又は電話（以下「電子メール等」という。）により行う。なお、電子メール等は、NEXCO 東日本から申請書に記載された選抜交渉対象者の担当者宛てに行う。
- (7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場又は電子メール等において確認を行うものとする。
- (8) 選抜交渉対象者は、上記(7)において合意された事項を反映させた最終見積書（様式1、2）を、

次に示すとおり提出しなければならない。

また、入札前価格交渉によっても見積書（様式見積-1、2）から変更が生じない場合も同様とする。

- ①最終見積書提出期限 令和2年7月14日（火） 16時まで
- ②最終見積書提出場所 上記「1-6. 契約担当部署」
- ③最終見積書提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）

- (9) 上記 5-1. (3) 及び(8)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。この場合において、当該入札者又は選抜交渉対象者が行った入札は無効として取扱う。
- (10) 選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該選抜交渉対象者が行った入札は無効とする。
- (11) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いは行わない。
- (12) 見積書又は最終見積書において NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

第6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- ① 入札書 入札者に対する指示書[12]を参照のこと
- ② 工事費内訳書 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
※使用する様式は、指示書様式の単価表又は金抜設計書とする。
- ③ 総合評定値通知書（経審）の写し 入札者に対する指示書[14]を参照のこと
- ④ 入札ボンド 入札者に対する指示書[15]を参照のこと

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 入札書の提出期限 令和2年9月9日（水）16時まで
- ② 入札書の提出場所 上記 1-6. 契約担当部署
- ③ 入札書の提出方法 電子入札システム又は郵送（書留郵便若しくは信書便）（配達日指定郵便により提出期限の日の前日までに必着のこと）
- ④ 開札執行日時 令和2年9月16日（水）13時30分
- ⑤ 開札執行場所 上記 1-6. 契約担当部署
- ⑥ その他

- 1) 入札者は、上記 4-6. 技術提案書の採否確認等の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。

なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

- 2) 入札者は、上記 5-1. (8)において提出した最終見積書に記載された交渉項目毎の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとする。

なお、最終見積書に記載された交渉項目毎の金額を超える入札を行った事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は

無効とする。

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

①評価値（100点）＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点（配点30点）… 次を示す算式により算定する。

価格評価点（配点30点）＝式A×0.5 ＋ 式B×0.5

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

（式A）

$$\text{式A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点＋定数」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。
3. 式Aは、小数点4位以下は切り捨てとする。

（式B）

$$\text{下式B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点＋定数」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。
3. 式Bは、小数点4位以下は切り捨てとする。

③技術評価点（配点30点）… 上記4-6.(3)に示す評価基準により算定する。

- (3) 契約責任者は、落札予定者と決定した者に対し、技術資料に記載した内容を証明するための書類（以下「証明書類」という。）の提出を次に定めるとおり求めるものとし、落札予定者はこれに従わなければならない。

①証明書類の提出期限 提出依頼の翌日から7日以内（休日を含まない）に速やかに提出すること

②証明書類の提出場所 上記1-6. 契約担当部署

③証明書類の提出方法 郵送（書留郵便又は信書便。提出期限までに必着のこと）

証明書類受領後は、書類の訂正・差し替えは認めないので、十分に確認のうえ提出すること。

④証明書類の内容 技術資料作成説明書のとおり

契約責任者は、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合、証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求めることとする。

なお、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合には、その状況により競争参加資格停止等措置を講じる場合がある。

- (4) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- | | |
|--------|---|
| ① 受付期間 | 入札公告の日の翌日から令和2年8月26日（水）16時まで |
| ② 受付場所 | 上記1-6. 契約担当部署 |
| ③ 受付方法 | 質問書面（別紙質問書様式）を持参、郵送（書留郵便若しくは信書便）又は電子メールにより提出すること（受付期間内に必着のこと）。
普通郵便・FAXによるものは受け付けない。なお、持参又は郵送により提出する場合において、質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 |

- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- | | |
|---------|---|
| ① 回答予定日 | 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内 |
| ② 回答方法 | NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
http://www.e-exco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |

- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」
「有」の場合は請負契約書34条1項に基づき前金払の請求をすることができる。
- (2) 部分払 「有」：請負契約書37条1項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 火災保険等の付保

電気通信工事共通仕様書「1-49-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

7-6. WTOに規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：無

7-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書25条5項（単品スライド）及び同条第6項（インフレスライド）について適用する。

7-8. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-9. 契約後の技術提案の取扱い

- (1) 本工事の受注者は、上記4-6. 技術提案書の採否確認等の確認結果通知において、提案した内

容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法を NEXCO 東日本と協議を行うこと。

- (2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。

ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が上記 4-6. 技術提案書の採否確認等で採用された技術提案（以下「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りではない。

なお、この場合、変更された提案内容を採用する場合、電気通信工事共通仕様書「第 62 節 V E 提案に関する事項」は適用しない。

- (3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書第 18 条や第 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。
- (4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。
- (5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。
- (6) 採用された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書第 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

7-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国土建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)又は(2)にかかる確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

7-11. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工（調査等）管理業務」の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-12. 入札の辞退

競争参加者は、入札書を提出する前において、自由に入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札に対する指示書の定めにかかわらず、上記 1-6. 契約担当部署へ辞退書を以下のとおり提出することとする。

なお、入札書の提出期限までに入札書・辞退書いずれも提出されなかった場合は、当該競争参加

者は入札を辞退したものとみなす。

①競争参加資格申請を電子入札システムにより行った場合

電子入札システムの「入札書」作成画面において「辞退書」を提出

②競争参加資格確認申請書を書留郵便若しくは信書便により提出した場合
書留郵便若しくは信書便により提出

7-13. 閲覧資料

指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：無

7-14. その他

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

以 上

技術資料作成説明書（技術資料様式）

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書の提出を行うこと。なお、申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）については、入札公告に記載のとおり、落札予定者と決定した者に対し提出を求めるものとする。

番号	様式内容
様式 1－1	競争参加資格確認申請書
様式 1－2	技術資料の提出について
様式 2	技術資料

・提出期限日 令和 2 年 4 月 10 日（金）

2. 様式 2 技術資料のデータファイル提供について

様式 2 技術資料はxlsx 形式（Microsoft 社の「Excel2007」及びそれ以降のバージョンで作成したデータ。以下同じ。）のデータファイルで提供する。

3. 申請書及び証明資料の提出方法

様式	様式内容	データ ファイル名	作成ファイル名	作成サイ ズ
様式 1－1	競争参加資格確認申請書	PDF 形式	様式 1－1_申請書（会社名）	A 4
様式 1－2	技術資料の提出について	PDF 形式	様式 1－2_技術資料の提出について（会社名）	A 4
様式 2	技術資料	PDF 形式及び xlsx 形式	様式 2_技術資料（会社名）	A 3

（1）電子入札システムの場合

申請書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成サイズ・ファイル名により各様式を PDF 形式で作成し、保存したデータを添付すること。

なお、PDF 形式で提出するデータファイルは以下に示すとおり作成すること。

《PDF ファイルの作成》

- ①NEXCO 東日本から提供された xlsx 形式に必要事項を記載する。
- ②上記①で作成したデータを紙印刷する。
- ③上記②で印刷した様式をスキャナ等により PDF 化する。

（2）郵送（書留郵便若しくは信書便）の場合

申請書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて紙に印刷し、提出すること。提出部数は 2 部（正 1 部、副 1 部）とする。

4. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

（1）企業の同種工事の施工実績

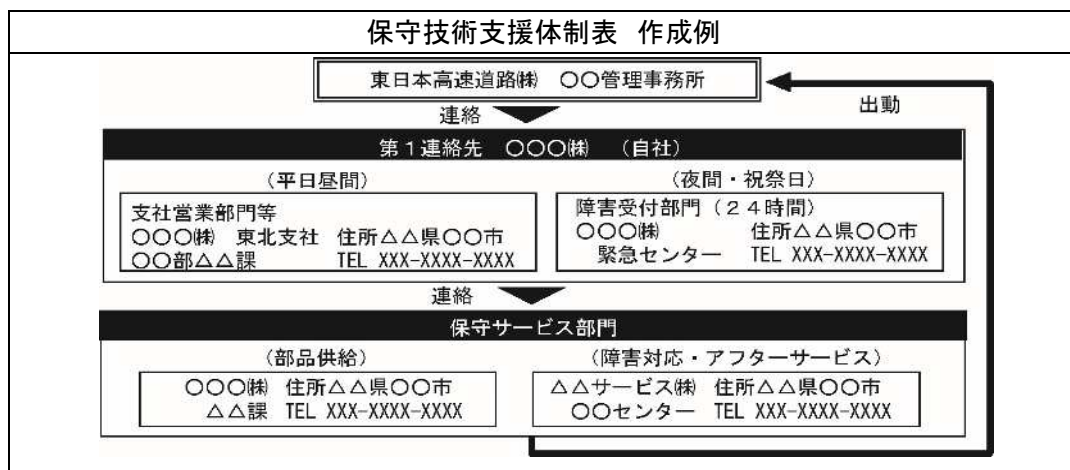
平成 16 年度（平成 16 年 4 月 1 日）以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。		
同種工事	道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設に設置された、画像伝送、音声信号及びデータを光通信線路を介して送受信する伝送装置について、下記の①から③に示す全てを実施した工事 ①機器の自社または委託製作 ②機器の設置 ③試験調整	
記載上の注意事項	①平成 16 年度以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した同種工事の施工実績を 1 件記載すること。	☐
	②記載した工事が次のイ) 又はロ) に該当しないこと。	☐
	イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事 ロ) 上記以外的高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事	☐
	③共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上であること。	☐
証明資料	①当該工事のコリンズ竣工工事カルテ受領書及び工事カルテの写しを添付すること。	☐
	②コリンズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。	☐
	③施工実績が平成 16 年以降に完成及び引渡しが完了した工事である場合は、評価点合計を発注者から通知された写しを添付すること。 なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本に対して完成及び引渡しを行った工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は入札公告 1-3. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参により提出すること。	☐

(2) 製造予定業者の同種機器の納入実績

平成 16 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した工事において、伝送設備に係る納入実績を有すること。又は競争参加希望者が本工事において設置する伝送設備の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。		
同種機器	伝送設備	
記載上の注意事項	①入札者が自ら同種機器を製造する場合、「同種機器の製造予定業者」欄に「自社製造」と記載し、平成 16 年度以降に納入した実績を 1 件記載すること。	☐
	②入札者が同種機器を製造せず他者へ製造を委託し納入する予定の場合、「同種機器の製造予定業者」欄に製造予定業者を記載し、当該製造予定業者が平成 16 年度以降に納入した実績を 1 件記載すること。 この場合、製造予定業者は、原則として 1 社とする。ただし、製造予定業者を 1 社に特定できない場合は、候補となる業者を複数記載してもよい。なお、工事实施にあたっては、技術資料で記載した製造予定業者の機器を選定しなければならない。	☐
	③共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上であること。	☐
証明資料	①同種機器を納入した実績を確認できるコリンズ竣工工事カルテ受領書及び工事カルテの写しを添付すること。	☐
	②コリンズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。	☐

(3) 保守技術支援体制

機器の故障、システムの機能障害において、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。		
記載上の注意事項	①機器の故障、システムの機能障害時等において、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う会社名、組織名及びその所在地を記載すること。	☐
	②保守技術支援は、原則として自社の組織とするが、アフターサービスを主体とする会社等に依頼する場合は、その会社名(複数ある場合は代表的な1社)、組織名及び競争参加希望者との関係を具体的に記載すること。	☐
証明資料	①機器の保守技術支援体制表(下記作成例参照)を作成し、添付すること。 保守技術支援を行う会社以外の関連のある組織(例:営業部、修理部門等)についても、関連が具体的にわかるように、流れ図方式で明記すること。(所在地及び連絡先も併記すること。)	☐



技術提案書作成説明書

1. 技術提案書の提出

入札者は、入札公告に示す評価項目に対する技術提案の有無に応じて、下表に示す技術提案書及び見積書を作成し提出を行うこと。なお、技術提案書の提出に併せ、技術提案の記載内容を補足するための資料(以下「添付資料」という。)を提出することができる。

番号	様式内容	作成 サイズ
様式-提案1	技術提案書の提出について	A4
様式-提案2	技術提案書(1/5)	A4
様式-提案3	技術提案書(2/5)(3/5)	A4
様式-提案4	技術提案書(4/5)(5/5)	A4
様式-見積1	見積書の提出	A4
様式-見積2	工事費内訳書	A4

・提出期限日 令和2年6月16日(火)16時まで

2. 技術提案書及び添付資料の提出方法

技術提案書及び添付資料の提出方法は、郵送(書留郵便若しくは信書便)とする。なお、提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて紙に印刷し、提出すること。提出部数は4部(正1部、写3部)とする。

3. 技術提案書の作成

入札者は、評価項目に対する技術提案の有無に応じて、下記の様式により技術提案書を作成すること。

入札者が技術提案を行う範囲	提出様式
① 全ての評価項目に対し技術提案を行う場合	「様式-提案2」及びすべての評価項目の「様式-提案3-1、3-2、4-1、4-2」
② 評価項目に対し、技術提案を行うものと、技術提案は行わず、設計図書に示す標準案に基づく施工を行うものがある場合	「様式-提案2」及び提案を行う評価項目の「様式-提案3-1、3-2、4-1、4-2」
③ 全ての評価項目に対し技術提案は行わず、設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合	「様式-提案2」のみ

4. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料

各項目に係る記載上の注意事項及び添付書類の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 技術提案書(1/5)(様式-提案2)

記載上の 注意事項	①入札者より本様式の提出がない場合又は記載内容に不備がある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、当該者は入札に参加することができないものとする。	☐
	②求める評価項目ごとに、技術提案を行う意思の「有・無」、及び、提出した技術提案が不採用となった場合の標準案による施工意思の「有・無」を記載すること。	☐
	③上記において、標準案による施工意思を「無」と記載した技術提案が不採用となった場合、入札者は入札に参加することができないものとする。	☐

(2) 技術提案書 (2/5、3/5) (様式-提案3-1、2) 及び技術提案書 (4/5、5/5) (様式-提案4-1、2)

記載上の注意事項	①技術提案書は、求める技術提案ごとに、A4 サイズ1枚 (片面) で記載すること。文字の大きさは 10 ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能であること。	☐
	②1枚内に複数の技術提案が記載されていると判断した場合、それぞれを別の技術提案として扱うものとする。	☐
	③1つの技術提案は、1つの施工技術により構成されている、品質や安全に寄与する施工上の工夫や取組みであること。 ただし、1つの技術提案の効果が複数の施工技術を組み合わせなければ発揮できないなど、一体不可分な施工の形態であって、かつ、一般的にも同様の組み合わせで施工されている場合は、当該技術提案は1つの施工技術を用いているものとして扱う。この場合、当該技術提案が、複数の施工技術の組合せによる一体不可分な施工の形態であること及び一般的に使用されていることを示す施工事例等を記載すること。 1つの技術提案が、1つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。	☐
	④1つの評価項目に対し技術提案が2つを超えて記載されている場合、記載順の1つの技術提案で評価を行い、2つを超える技術提案は加點評価対象としない。ただし、2つを超えて記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。	☐
	⑤添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。	☐
添付資料	①技術提案ごとに、技術提案の記載内容の確認のため、A4 又は A3 サイズ1枚 (片面) に限り、資料 (施工状況写真、事例図面、カタログ抜粋等) を添付することができる。求める1つの技術提案に対し添付資料が1枚 (片面) を超える場合、添付資料の添付順に1枚 (片面) のみを評価に用いることとする。	☐
	②技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。	☐

以 上